

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年12月28日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
竹内 陽子	竹内陽子後援会	令和5年7月15日
磯貝 清	いそがい清後援会	令和5年10月28日
龍崎 滋	りゅうざき滋後援会	令和5年10月30日
山田 広宣	山田広宣後援会	令和5年11月29日